（療養介護に係る指定の申請等）

第三十四条の八　（略）

2・3　（略）

4　都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

（生活介護に係る指定の申請等）

第三十四条の九　（略）

2～5　（略）

6　都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

（短期入所に係る指定の申請等）

第三十四条の十一　（略）

2～5　（略）

6　第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第九十四条の規定に基づき介護老人保健施設の開設の許可を受けている場合において、介護保険法施行規則第百三十六条第一項第四号、第五号、第七号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、第一項第四号、第六号及び第十号から第十二号までに掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

7　都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

（重度障害者等包括支援に係る指定の申請等）

第三十四条の十二　（略）

2・3　（略）

4　都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

（自立訓練（機能訓練）に係る指定の申請等）

第三十四条の十四　（略）

2～4　（略）

5　都道府県知事は、法第四十一条第四項において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から法第七十六条の三第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

（療養介護に係る指定の申請等）

第三十四条の八　（略）

2・3　（略）

（新設）

（生活介護に係る指定の申請等）

第三十四条の九　（略）

2～5　（略）

（新設）

（短期入所に係る指定の申請等）

第三十四条の十一　（略）

2～5　（略）

（新設）

（新設）

（重度障害者等包括支援に係る指定の申請等）

第三十四条の十二　（略）

2・3　（略）

（新設）

（自立訓練（機能訓練）に係る指定の申請等）

第三十四条の十四　（略）

2～4　（略）

（新設）